

容器包装 プラスチック

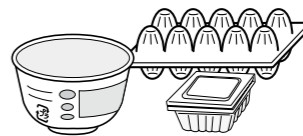
の分別収集が始まります

平成23年4月から「容器包装プラスチック」の分別収集を開始します。

現在、容器包装プラスチックのほとんどは、燃やせるごみとして焼却処分されていますが、ごみの減量と資源リサイクルを推進するため「資源ごみ」として収集されることとなります。
分別回収の、ご協力とご理解をお願いいたします。

容器包装プラスチックとして 新たに分別収集されるもの

カップ・パック類

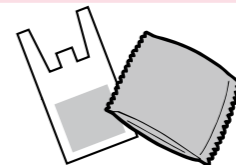


包装類



食料品ラップ、カップ麺等外装フィルム

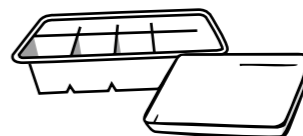
袋類



キャップ・ふた類



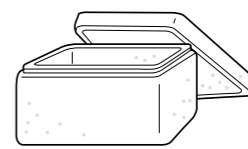
トレイ類



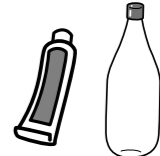
ボトル類



発泡スチロール類



チューブ類



容器包装プラスチックとは？

容器包装プラスチックとは、商品を入れたり（容器）包んでいる（包装）プラスチックで、マークが目印です。（右下記参照）

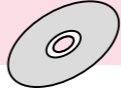
※マークのないプラスチック製の日用雑貨品などは、これまでどおり「その他のプラスチック」として収集します。

その他のプラスチックとして これまでどおり分別収集されるもの

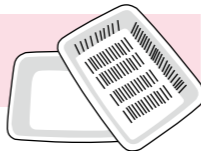
バケツ・洗面器 保存容器



CD・DVD



水切りかご



プランター



出し方のポイント

中身を使いきって、汚れは軽く洗い流してください。汚れが落ちないものや、シャンプーなどのポンプは「燃やせるごみ」で出してください。

チューブ類は、切ってから洗うと汚れが落ちやすくなります。

資源ごみの袋（赤）に入れて出してください。

収集日は？

毎月第2・4金曜日を予定しています。来月からの広報紙でご確認ください。（他のごみの収集日は変わりません。）

なお、詳しい分別内容については、3月中旬に配布いたします。分別冊子をご覧ください。

資源ごみは6種類に

これまでは、「ペットボトル」「紙類」「ビン類」「プラスチック」「カン類」の5種類でしたが、4月から新たに「容器包装プラスチック」が分別項目に加わり6種類となります。

お問い合わせ

七ヶ宿町保健福祉課
☎37-2114
（担当 須井）

農地転用をするときは 農地法の手続が必要です

農地を転用する場合には、農地法に基づく適正な手続きを！



無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

また、ひどいケースは3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地転用の受付は農業委員会で行っています。転用についての手続きや疑問は、農業委員会にご相談ください。

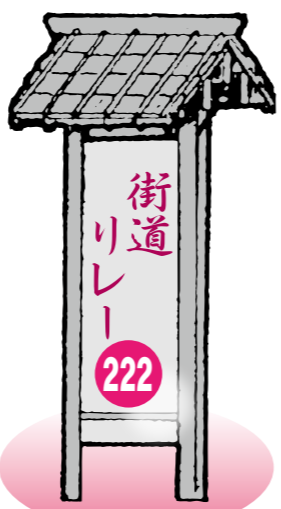
無断で転用したり、 許可どおりに転用しなかったら…



相談は農業委員会に

☎37-2196（担当 二関）

「架け橋」



西山学院高等学校
要博さん



中国・北京出身の私は、早いもので来日してから、今年で6年目を迎えます。現在は西山学院高等学校で寮監補佐として勤務しています。

最初は色々な不安や期待などを持って七ヶ宿にきました。国道一三二号線を通って七ヶ宿に入ったとたん、まるで仙境のような所だなと思いました。

七ヶ宿では、西山学院の生徒をはじめ、様々な人と出合っています。日々の生活を送っています。

学校が全寮制のため、二十四時間生徒達とともに生活していますので、毎日の生活の中で日本の生徒達

と日中文化や生活習慣などの違いをお互いに感じることもあります。しかし、そこでお互いを認め合いながら、皆と共に笑ひ合い、楽しく生活して、又お互いに勉強しています。今の私は、一つの小さな夢があります。それは、いつの日か日中両国文化の架け橋となり、もっと多くの人々に日中両国の異文化を感じて欲しいということなんです。

そのために日々頑張りたいと思います。

次回は、同じ西山学院高校の職員「島田暢子さん」にリレーされます。

※「仙境」
仙人が住むという所、また俗界を離れた、静かで清浄な土地、仙人ともいいます。